平成２３年（フ）第３３７号
千葉県市川市八幡３丁目４番20号
債務者　松田　勝之
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４３号
千葉市若葉区更科町1892番地
債務者　宮崎　智之
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３７０号
千葉市中央区矢作町454番地
債務者　佐々木孝一
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３８２号
千葉市若葉区中田町2720番地
債務者　神藤　美香（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４号
石川県かほく市高松丁23番地26
債務者　小川　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８６号
石川県白山市源兵島町75番地、住民票上の住所石川県白山市平松町107番地15、従前の住所石川県白山市五歩市町507番地１
債務者　徳田　　格
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
金沢市観法寺町ろ77番地８
債務者　酒井小夜子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
金沢市富樫１丁目４番10号　ダイアパレスクレスト富樫205号
債務者　三浦　伊織
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
金沢市有松１丁目２番12号
債務者　秋田佳奈こと　秋　　佳奈
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
岐阜市春日町２丁目２番地３　ＴＫビル４Ｆ号室
債務者　林　　英明
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
岐阜市春日町２丁目２番地３　ＴＫビル４Ｆ号室
債務者　林　真理恵（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０号
岐阜市蔵前４丁目６番16号
債務者　髙井仁那子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４７号
岐阜市則武242番地２
債務者　矢島　　勉
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
岐阜市則武西２丁目７番６号
債務者　髙橋　美春（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
三重県伊賀市市部2615番地の13、前住所三重県伊賀市山出1799番地
債務者　藤丸　美保
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１７号
三重県北牟婁郡紀北町海山区矢口浦842、住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦424番地５
債務者　島本　つね
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１９２１号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目26番１―805号　ダイアパレス牛田天水苑、住民票上の住所広島市東区戸坂山崎町３番14号
債務者　石井　孝一
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２１号
広島市佐伯区屋代３丁目17番13―４号
債務者　石本　勝司
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部